

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 水俣市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.8%
全職員	66.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	85.5%
本庁課長相当職	67.9%
本庁課長補佐相当職	98.6%
本庁係長相当職	100.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.0%
31～35年	95.8%
26～30年	94.8%
21～25年	90.9%
16～20年	92.5%
11～15年	87.8%
6～10年	91.9%
1～5年	96.9%

【説明欄】

- ・ 扶養手当・住居手当について、男性に支給している割合が大きいことが差異の要因の一つとなっている。
- ・ 1 全職員の集計について、会計年度任用職員は女性の割合が大きいため、大きな差異が生じている。
- ・ 2 (1) 役職段階別の本庁課長相当職について、熊本県から派遣された職員に対し、協定に基づき管理職手当のみを支給しているため、大きな差異が生じている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。